平成２５年（フ）第５２０８号
東京都武蔵村山市大南１丁目65―38―102
債務者　井波　伸一
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２０９号
東京都中野区東中野１丁目11―19―205
債務者　渡邉　泰敏
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２１０号
東京都福生市南田園２丁目７－３－303
債務者　安部　正光
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２１１号
東京都福生市南田園２丁目７－３－303
債務者　安部　延子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２１４号
東京都葛飾区小菅１丁目28―12
債務者　荒川　伸一
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２２３号
東京都葛飾区西亀有３丁目41―12―105
債務者　横山　順子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２３９号
東京都荒川区西尾久８丁目18―５―102
債務者　丹家　　操
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２４０号
東京都墨田区横川２丁目15―８―403
債務者　甲　　一美（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２４３号
東京都品川区旗の台３丁目１―16　ウイング旗の台パートⅠ―205
債務者　杉本　信夫
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２４４号
東京都渋谷区本町５丁目１―13　大平方203
債務者　島田　昭二
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２４６号
東京都中野区東中野１丁目34―８―201
債務者　梶原　則夫
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２４８号
東京都杉並区永福４丁目５―18―201
債務者　小山　健吾
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２５０号
東京都三鷹市中原１丁目５―17―202
債務者　福田　　忠
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２６０号
東京都練馬区石神井町４丁目11―12―３―201
債務者　青山　英司
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２６６号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目５―10―202
債務者　西脇　誠二
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部